

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏名 永田紙業 株式会社
代表取締役 永田 耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和3年10月28日

許可の有効年月日 令和6年12月8日

1. 事業の範囲

中間処理

- 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（廃量に限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 以上6種類
- 破碎・圧縮：紙くず 以上1種類
- 切断・破碎・圧縮：廃プラスチック類（ロール状のものに限る。）、紙くず（ロール紙及び紙管に限る。）、繊維くず（ロール状のもの及び1㎡以上のものに限る。） 以上3種類
- 圧縮：廃プラスチック類（廃量を除く。）、紙くず（廃量を除く。）、繊維くず（廃量を除く。）、金属くず 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県深谷市幡羅町一丁目15番3 以上1筆（面積6,498.51㎡）
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年12月9日	指令産指第2439号	新規許可
平成21年4月27日	指令産廃第18号	変更許可(破碎・圧縮、切断・破碎・圧縮及び圧縮の追加)
令和2年1月6日	指令北環第51-9号	更新許可
令和3年10月28日	指令産廃第776-1号	変更許可(限定の解除)
令和3年12月23日	-	変更届(破碎施設の入替え、保管面積の拡大・縮小、保管高さの減少及び保管上限の減少)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	4.56t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃畳を除く。)以上1種類	令和3年12月23日 — —
	10.18t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	10.94t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)以上1種類	
破碎施設	4.60t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃畳に限る。)、紙くず(廃畳に限る。)、木くず(廃畳に限る。)、繊維くず(廃畳に限る。)以上4種類	平成16年12月9日 — —
	4.10t/日 (8時間)	木くず(廃畳を除く。)以上1種類	
破碎施設	36.63t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	平成16年12月9日 — —
	29.38t/日 (8時間)	繊維くず(ロール状のもの及び1㎡以上のものに限る。)以上1種類	
切断施設	57.60t/日 (8時間)	廃プラスチック類(ロール状のものに限る。)以上1種類	平成21年 4月27日 — —
	53.60t/日 (8時間)	紙くず(ロール紙及び紙管に限る。)以上1種類	
	4.80t/日 (8時間)	繊維くず(ロール状のもの及び1㎡以上のものに限る。)以上1種類	
圧縮施設	186.40t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃畳を除く。)以上1種類	平成21年 4月27日 — — —
	172.80t/日 (8時間)	紙くず(廃畳を除く。)以上1種類	
	84.00t/日 (8時間)	繊維くず(廃畳を除く。)以上1種類	
	259.20t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
圧縮施設	3.36t/日 (8時間)	紙くず(廃畳を除く。)以上1種類	平成21年 4月27日 — —
圧縮施設	3.36t/日 (8時間)	紙くず(廃畳を除く。)以上1種類	平成21年 4月27日 — —



保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類（廃畳を除く。） 以上1種類	18.0m ²	4.4m(屋内) (2.22m ³ 鉄カゴ×24個)
廃プラスチック類（ロール状のものに限る。） 以上1種類	6.0m ²	4.4m(屋内) (2.22m ³ 鉄カゴ×8個)
廃プラスチック類（廃畳を除く。） 以上1種類	7.2m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
紙くず（ロール紙及び紙管に限る。廃畳を除く。） 以上1種類	7.2m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
紙くず（ロール紙及び紙管に限る。） 以上1種類	6.0m ²	4.4m(屋内) (2.22m ³ 鉄カゴ×8個)
紙くず（廃畳を除く。） 以上1種類	7.2m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
木くず（廃畳を除く。） 以上1種類	3.6m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
繊維くず（ロール状のもの及び1m ² 以上のものに限る。廃畳を除く。） 以上1種類	3.6m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
繊維くず（廃畳を除く。） 以上1種類	3.6m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
金属くず 以上1種類	7.2m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
金属くず 以上1種類	7.2m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 以上1種類	3.6m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
廃プラスチック類（廃畳を除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 以上3種類	3.6m ²	2.0m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
廃プラスチック類（廃畳に限る。）、紙くず（廃畳に限る。）、木くず（廃畳に限る。）、繊維くず（廃畳に限る。） 以上4種類	6.0m ²	2.0m(屋内)

(以下余白)